

令和6年8月15日

各団体の長 殿

各関係機関の長 殿

島根労働局長

(雇用環境・均等室)



フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について(協力依頼)

平素から、雇用均等行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。)が、令和6年11月1日から施行されます。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、(1)取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、(2)就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児・介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、法の施行に伴い、必要となる関係政令等の策定を進め、令和6年5月31日、政令、規則、省令、指針及びガイドラインを公表しました。

つきましては、本法の円滑な施行に向けて、本法の内容を御理解いただき、下記について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

- (1)本法については、同封しておりますリーフレット(2種類)、[本法の内容に関する御案内](#)に記載のURLにおいて本法の内容について説明した資料、Q&A、リーフレット、解説動画などを公開しておりますので、貴団体の会員事業者、貴機関の関係者や利用者の方々などに御案内いただきますようお願いいたします。

## 本法の内容に関する御案内

法律の主要なポイント、動画、Q&A、リーフレット等の掲載

[https://www.jftc.go.jp/fllaw\\_limited.html](https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html)

「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」

### (2) 広報誌やホームページ等による周知

別添周知広報用原稿例を参考にしてください。

## 2. 所管省庁委主催の説明会の周知について

公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、施行に向けて本法の義務、禁止行為等について十分理解していただき、本法の違反行為を未然に防止するため、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり実施しております。貴団体の会員事業者、貴機関の関係者や利用者の方々などに対して御案内いただきますようお願いいたします。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

「フリーランス法説明会の実施について」

## 3. 当局からの説明の実施など

御希望に応じ、貴団体、貴機関が主催する会員、関係者や利用者向けの説明会・研修会に労働局の職員を講師として派遣させていただきます。説明時間を御提供いただける場合は、御連絡いただきますようお願いいたします。

## 4. 添付資料

- ・フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！（ちらし）
- ・フリーランスで働いている方、フリーランスの方と取引をされる方へ（ちらし）
- ・周知広報用原稿例

## 5. 本法に関する問合せ先

- ・発注事業者の義務の具体的な内容について

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省

- ・書面等による取引条件の明示、報酬支払期日の設定・期日内の支払い、禁止行為について

公正取引委員会・中小企業庁

- ・募集情報の的確表示、育児介護等と業務の両立に関する配慮、ハラスメント対策に係る体制整備、中途解除等事前予告・理由開示について

厚生労働省（労働局）



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省  
（労働局）